



年金受取普通預金「年金プラスα（アルファ）」

2020年8月20日現在

1. 商品名	年金受取普通預金「年金プラスα（アルファ）」																															
2. 商品概要	本預金口座を年金受取口座に指定いただき、「8. 特別金利の適用」の条件を満たすことで、 <u>特別金利（変動金利）</u> を本預金口座に適用いたします。 ※ 年金をお受取りのお客さま向けに特別金利をご提供する普通預金であり、年金商品ではありません。																															
3. ご利用いただける方	・ 年金をお受取り中または新規にお受取りになる個人のお客さま ・ 対象となる年金は、公的年金（※）となります。公的年金以外の年金も本預金口座を受取口座にご指定いただけますが、「8. 特別金利の適用」および「9. 特典」の対象とはなりません。 ※ 公的年金・・・国民年金・厚生年金・共済年金（老齢、障害、遺族・寡婦年金が対象となります） 当行のシステム上、公的年金と把握できない場合は、対象とはなりません。																															
4. 期間	定めはございません																															
5. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額/単位	・ 下記にて随時お預入れいただけます。 ① 店頭窓口 ② SBJダイレクトでのお振替・お振込（SBJダイレクトのご契約が必要となります） ③ 提携ATMからのご入金（キャッシュカードをお持ちの場合のみ） ④ 他行からのお振込 ・ 1円以上 / 1円単位																															
6. 払戻方法	随時払戻いたします。																															
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 変動金利。市場金利の動向等に応じて随時見直し、毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。適用利率については店頭にお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。 ・ 毎月 1 日にお客さまの本預金口座に入金することによりお支払いいたします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします。 ・ 毎月 1 日（※1）から月末日（※2）を付利単位 1 円、1 年 365 日とする日割り計算を行います。（※1）口座開設月は、口座開設日（※2）口座解約月は、口座解約日																															
8. 特別金利の適用 (1)特別金利適用の判定および適用期間	当行が指定する下記各判定期間中に本預金口座にて年金のお受取りが1回以上確認できた場合、各適用期間における金利は、特別金利となります。反対に、各判定期間中に本預金口座にて年金のお受取りが1回も確認できない場合は、通常の普通預金店頭金利が適用されます。 ・ 以下の判定基準に基づき、特別金利適用の判定を行います。 <table><tr><td></td><td>判定期間</td><td>判定基準</td><td>判定日</td><td>適用期間</td></tr><tr><td>①</td><td>口座開設日から口座開設月を含む6ヶ月目（口座開設月+5ヶ月）の末日まで</td><td rowspan="2">各判定期間中に1回以上本預金口座にて年金のお受取りを当行が確認できること</td><td rowspan="2">各判定期間最終月の末日</td><td rowspan="2">各判定日の翌月1日から6ヶ月目の末日までの6ヶ月間</td></tr><tr><td>②</td><td>①が経過した翌月 1 日から 6 ヶ月目の末日までの 6 ヶ月間 ※以降、毎6ヶ月間が判定期間となります。</td></tr></table> ・ <u>口座開設月を含む当初 6 ヶ月間（判定期間①）は、期間中に本預金口座に年金のお受取がない場合でも特別金利適用期間</u> といたします。 例） 2 月 15 日に口座をご開設いただいた場合 <table><tr><td></td><td>判定期間</td><td>判定日</td><td>適用期間</td><td>適用金利</td></tr><tr><td></td><td>-</td><td>-</td><td>2/15～7/31</td><td>特別金利（無条件）</td></tr><tr><td></td><td>2/15～7/31</td><td>7/31</td><td>8/1～翌年1/31</td><td rowspan="2">各判定期間に年金受取りあり⇒特別金利 なし⇒普通預金金利</td></tr><tr><td></td><td>8/1～翌年1/31</td><td>1/31</td><td>翌年2/1～翌年7/31</td></tr></table>		判定期間	判定基準	判定日	適用期間	①	口座開設日から口座開設月を含む6ヶ月目（口座開設月+5ヶ月）の末日まで	各判定期間中に1回以上本預金口座にて年金のお受取りを当行が確認できること	各判定期間最終月の末日	各判定日の翌月1日から6ヶ月目の末日までの6ヶ月間	②	①が経過した翌月 1 日から 6 ヶ月目の末日までの 6 ヶ月間 ※以降、毎6ヶ月間が判定期間となります。		判定期間	判定日	適用期間	適用金利		-	-	2/15～7/31	特別金利（無条件）		2/15～7/31	7/31	8/1～翌年1/31	各判定期間に年金受取りあり⇒特別金利 なし⇒普通預金金利		8/1～翌年1/31	1/31	翌年2/1～翌年7/31
	判定期間	判定基準	判定日	適用期間																												
①	口座開設日から口座開設月を含む6ヶ月目（口座開設月+5ヶ月）の末日まで	各判定期間中に1回以上本預金口座にて年金のお受取りを当行が確認できること	各判定期間最終月の末日	各判定日の翌月1日から6ヶ月目の末日までの6ヶ月間																												
②	①が経過した翌月 1 日から 6 ヶ月目の末日までの 6 ヶ月間 ※以降、毎6ヶ月間が判定期間となります。																															
	判定期間	判定日	適用期間	適用金利																												
	-	-	2/15～7/31	特別金利（無条件）																												
	2/15～7/31	7/31	8/1～翌年1/31	各判定期間に年金受取りあり⇒特別金利 なし⇒普通預金金利																												
	8/1～翌年1/31	1/31	翌年2/1～翌年7/31																													
(2)適用利率	・ 変動金利。当行所定の利率を適用します。適用利率については店頭にお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。																															
(3)利払方法	「7. 利息（2）利払い方法」参照																															
(4) 計算方法	「7. 利息（3）計算方法」参照																															

9. 特典	本預金口座開設後、開設月を含む当初6ヶ月間（判定期間①）に本預金口座にて年金を受取られた場合、キャッシュバック特典がございます。
(1) キャッシュバック金額	- 初回年金受取り月の月末時点での当行ご本人名義の下記（2）対象商品の合計残高に対して0.1%をキャッシュバックいたします。上限を 10,000 円とし、1 円単位（1 円未満は切捨）で計算いたします。 - 預入期間 1 年もの以上の各種円定期預金（一部引出可能型定期預金「ひきだし君」、100 万円上限定期預金 <ミリオン> <ミリオン 2> 含む） ※ 外貨定期預金、ベスト積金、1 週間定期預金「なのかちゃん」は対象外となります。 - 初回年金受取り月の末日時点の残高にて判定いたします。対象となる円定期預金を複数お持ちの場合、合算した残高にてキャッシュバック金額を計算いたします。 - キャッシュバックは、初回年金受取り月の翌月に本預金口座に入金いたします。入金時に本預金口座を解約されている場合は対象外となります。 ※ キャッシュバック特典は、本預金口座開設後、開設月を含む当初 6 ヶ月間（判定期間①）に初めて年金を受取られた際の 1 回限りとなります。初回年金お受取り月の月末に対象預金商品の残高がない場合や口座開設月を含む当初 6 ヶ月（判定期間①）経過後に初めて年金を受取られた場合はキャッシュバック対象とはなりません。
(2) 対象商品	
(3) 残高判定	
(4) 入金方法	
10. 税金 (利子所得への課税)	源泉分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%） ※ 2013年1月1日～2037年12月31日まで国税（15%）に復興特別所得税（0.315%）が付加されております。
11. 取引における制限等	- 本預金口座は、お一人様 1 口座のみご開設いただけます。本預金口座を解約された場合、再度ご開設いただけませんのでご注意ください。 - SBJ VISA カードのお支払いや当行融資ご返済の引落し口座としてもご利用いただけますが、公共料金や税金等、上記以外の引落し口座に指定することはできません。
12. SBJダイレクトでのお取引について	- SBJ ダイレクトをご契約されているお客さまは、インターネットバンキングおよびスマートフォンバンキングで本預金口座をご開設いただけますが、SBJ ダイレクトではご解約できません。ご解約の際は、お近くの支店までご来店いただくか、郵送での解約をご希望のお客さまは、コールセンターまでご連絡ください。 - SBJ ダイレクトで本預金口座をご開設され、キャッシュカードをご希望のお客さまは、コールセンターまでご連絡ください。 - SBJ ダイレクトでのご開設の場合は、預金通帳および預金証書を発行いたしませんので、お取引内容はインターネットバンキング残高照会等でご確認ください。また、通帳発行型への変更はできません。 - SBJ ダイレクトで本預金口座をご開設いただく場合、60 歳以上のお客さまに限らせていただきます。
13. お手続き	- 当行ですでに普通預金口座をご開設いただいている場合でも別途お申込が必要となります。 - 年金のお受取りには、「年金請求書」等を年金事務所または年金相談センター宛てにご提出いただく必要がございます。詳しくは日本年金機構にお問い合わせください。 - 年金お受取りの際に必要な金融機関の口座証明書や受取機関変更届は、SBJ ダイレクトのインターネットバンキングから印刷いただけます。「口座照会」メニューの「預金口座内容照会」から「年金受取お手続き書類の印刷」をご利用ください。スマートフォンバンキングではお取り扱いしておりませんので、スマートフォンバンキングで口座を開設された場合でも書類の印刷が必要な場合は、インターネットバンキングをご利用ください。 - 他の金融機関または当行の普通預金口座でお受取り中の年金を本預金口座でお受取りにご変更される場合、お手続きが必要となります。年金事務所または年金相談センター宛てに受取機関変更届をご提出ください。
14. 書類ご提出（ご提示）について	「3. ご利用いただける方」を満たす 60 歳未満のお客さまが本預金口座をご開設いただく場合、お近くの支店にご来店の際は、下記①～③いずれかの原本またはコピーをご提示ください。（SBJ ダイレクトでの本預金口座開設は60歳以上のお客さまとなりますので、60歳未満のお客さまは店頭にてお申込みください。） ① 日本年金機構や各共済組合等が発行する年金に関する書類等（年金証書、年金決定通知書、年金振込（送金、支払）通知書（支払額変更通知書等含む）等） ② 現在他の金融機関で対象年金を受取っていることを証明できる預金通帳等 ③ 60 歳より年金繰上げ受給を予定されていて、①②のない方は、ご記入済みの「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」等、年金受給を請求する書類（支払金融機関欄は空欄で結構です） ※ 書類は必ずご本人のお名前および年金受給開始日（または直近受給日、上記③の場合は不要です）の記載があるものをご用意ください。日本年金機構のホームページでダウンロードされた通知書等の電子版プリントアウトも可能です。
15. 預金保険制度	本預金は、預金保険の対象として同保険の範囲内で保護されます。
16. お問い合わせ先	コールセンター（0120-015-017）または、お近くの支店までお問い合わせください。
17. 当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【商号・住所】株式会社SBJ銀行 東京都港区芝5-36-7